

## ●山陽小野田市庁舎管理規則

第 7 条 庁舎において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、宣伝、その他の商行為又はものの勧誘若しくは寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) 公用を目的とするもの以外の広告物、文書図画等(以下「広告物等」という。)を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板立札類を設置すること。
- (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
- (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類する物又は拡声機、宣伝車等を所持し、使用し、又は持ち込むこと。
- (6) 公用を目的とする以外のアンケート箱等の設置及び回収を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が庁舎の管理上許可の申出を必要と認める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、あらかじめ申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により許可をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第 1 項の規定により許可をしたときは、当該申請人に許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。ただし、第 1 項第 2 号に掲げる行為については、胸章(様式第 3 号)を交付することによって、同項第 3 号に掲げる行為については、当該広告物等及び看板立札類に許可証印(様式第 4 号)を押印することによってこれに替えることができる。

5 市長は、庁舎における秩序の維持その他庁舎の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可を取り消すことができる。

## ●地方公務員法 第 36 条【政治的行為の制限】

1 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

①公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

②署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

③寄附金その他の金品の募集に関与すること。

④文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

⑤前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

日本財団「子ども第三の居場所」HPより抜粋

## 子どもへの投資が日本の将来を決める

日本財団の試算※によると、子どもの貧困を放置すると経済損失は約40兆円に達し、政府の財政負担は約16兆円増加します。貧困などの子どもたちの直面する困難は決して他人事ではなく、国民一人ひとりの将来に影響する「自分事」であり、この解決を図ることは極めて重要な将来への投資です。

※日本財団(2015年)「子どもの貧困の社会的損失推計」レポート

- 全国：134拠点 (R4年10月時点)
  - 常設ケアモデル 42拠点
  - 学習・生活支援 24拠点
  - コミュニティモデル 68拠点
- ※開設準備 45拠点、全179拠点

- 山口県で支援を受けている自治体  
宇部市、下関市、萩市、山口市

## 地域の実態に応じたモデルで全国展開

「常設ケアモデル」「学習・生活支援モデル」「コミュニティモデル」の3つのモデルで展開し、地域の実態に応じた運営が行えるようにしています。「子ども第三の居場所」運営団体には、日本財団から運営費助成、ノウハウ共有、支援企業とのマッチングなどの運営支援を行っています。

### 3つのモデルと運営支援体制

